

議案第 6 6 号

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
2 7 年かすみがうら市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 8 8 号）に関する事務であって 規則で定めるもの
2 市長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（住民基本台帳法 （昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく市の住民基本台帳

	に記録されていない者であって、市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。)を特定するための宛名番号を管理する機能をいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助金に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和25年法律第26号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例	(1) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382

	障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの （2） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの （2） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	第129号) による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	
1 1 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	もの	
1 4 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの （2） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの （2） 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの （3） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 7 市長	子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による子どものための教	（1） 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの	(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 市長	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助金に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

			て規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年10月20日から施行する。